

# 住宅用火災警報器の設置によせられた言葉

平成18年6月に消防法並びに火災予防条例が改正され、住宅用防災機器の設置が義務づけられました。それから1年が経過しましたが、果たしてその効果はあったのでしょうか。

今回は総務省消防庁に寄せられた住宅用火災警報器の奏功事例をお伝えします。

## 事例1

午前6時40分頃、木造2階建て住宅の1階居室から出火。家人は2階寝室で就寝中であつたが、階段に設置していた住宅用火災警報器の鳴動に気づき1階から屋外へ避難し命に別状なし。住宅は全焼した。(兵庫県)

## 事例2

1世帯3人が居住する住宅から警報音がするのを隣人が気づいた。見ると家から煙が出ていたが、鍵が掛かっており中に入れなかったため119番通報した。現場到着した消防隊が鍵の掛かっていなかった開口部から進入し、鍋の空炊きを発見、コンロの火を消す。この住宅に住んでいる主婦がフキンを煮沸消毒するためコンロの火をつけたが、火を消さず外出し、出火した。出火時は留守であった。住宅用火災警報器は、9日前に設置したばかりであった。(鹿児島県)

## 事例3

午後9時50分頃、木造2階建て住宅から出火。火元家人である一人暮らしの60代女性(歩行困難)が1階で就寝中、住宅用火災警報器の警報音で目が覚め、自宅の加入電話にて119番通報した。通報後は自力で玄関まで移動し、隣接居住の家族の助けにより避難した。住宅は全焼。(鹿児島県)

## 事例4

午後2時頃、1階台所で住人が鍋をガスコンロにかけ、その場を離れた。その後、鍋から煙が出て2階階段に設置されていた住宅用火災警報器(煙式)が鳴動した。隣人がその音を聞いて、駆け付けたら、煙が出ていたので119番通報した。鍋の焼焦げのみで火災には至っていない。(愛知県)



住宅用火災警報器を取り付けましょう。

以上が消防庁に寄せられた住宅用火災警報器の奏功事例のほんの一部です。

どの事例も火災警報器を設置していなければ、かけがえない生命や大切な財産を失っていたかもしれません。家は焼けてしまいましたが命は助かった事例も数多く報告されています。

新築の住宅への住宅用火災警報器の設置は、ご存知のとおりすでに義務づけられています。既存の住宅への設置は5年間の猶予があり、平成23年6月から義務が発生します。今回お伝えした奏功事例を参考に、皆さんもご自分やご家族のかけがえない生命や大切な財産を火災から守るために、積極的な対策を講じてみてはいかがでしょうか。

## ●平成19年度危険物安全週間●

### 「危険物

### 目指せ無事故の

### MVP」

6月3日(日)から6月9日(土)までの7日間は「危険物安全週間」です。

「危険物」は、ガソリン、灯油、軽油などの燃料のほか、塗料、プラスチック、化学繊維などの原料に幅広く利用され、私たちの生活になくてはならないものとなっております。

しかし、「危険物」はひとたび取扱いを誤ると、多くの生命や財産を一瞬で奪ってしまう災害が発生するおそれがあります。したがって、その安全確保は極めて重要といえます。

このようなことから、消防庁では、危険物を取

扱う関係事業所を始め、広く国民に危険物の保安の確保を呼びかけるため、毎年6月の第2週を危険物安全週間とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しています。皆さんもこれを機会に危険物についての知識や取扱方法を再認識して、日々の生活に役立てましょう。



危険物安全週間